

社会福祉法人

鶴岡市社会福祉協議会 

第4次【令和8年度～令和12年度】

鶴岡市地域福祉活動計画

おだがいさまの まちづくり計画2025



はじめに

鶴岡市社会福祉協議会
会長 阿部 真一

鶴岡市社会福祉協議会では、これまで5年ごと3次にわたり、地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画」を策定し、住民主体の助け合い、支え合い活動や関係機関・団体などの連携・協働に取り組んでまいりました。

この間、特に感じることは、単身世帯の増加や身寄りのない高齢者・障がい者、孤独・孤立の問題、ひきこもり、生活困窮、認知症、虐待、住まいに関する事など、介護・福祉・医療にまたがる問題が複雑に絡み合う課題が顕在化していることです。そのために、複合化した生活課題の解決に向けて、個別分野ごとではなく、関係者が一丸となって取り組む相談支援、また他人事を我が事として区別なく、誰もが支え、支えられる「おだがいさまのまちづくり」が大きなテーマになると思います。

また、「2040年問題」と言われるとおり、今後、鶴岡市の人口も急速に生産年齢人口、支える側の人が減少し、高齢者の割合がさらに増加します。地域福祉を進めるうえでは、組織の担い手の不足はさらに深刻化するものと想定されます。

このような社会情勢の変化や、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、住民の声に応える地域福祉活動の推進に取り組むために、令和8年度から5年間の地域福祉活動の指針となるよう、第4次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2025」を策定いたしました。策定にあたっては、地域座談会やヒアリング等で市民の皆様や関係機関の皆様から貴重なご意見やご提案をいただき、計画に反映させながら、基本理念である「おだがいさまのまちづくり」に近づくために、「気づきあい」、「つながりあい」、「支えあい」、そして「学びあい」の4つの視点と、それに基づく8つの活動目標を掲げ、地域全体で支え合う社会の実現に取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、市民の皆様や関係各位には貴重なご意見やご提案をいただき、また、日本地域福祉研究所理事長の宮城孝先生、同理事の大石剛史先生には丁寧なご指導とご助言をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

鶴岡市社会福祉協議会は市民の皆様とともに、心が通い、笑顔あふれる地域社会を目指して、これからも「おだがいさまのまちづくり」に取り組んでまいります。皆様の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和8年6月



鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2025」

第 1 章 「おだがいさまのまちづくり計画 2025」の策定にあたって

1. 計画の趣旨	2
2. 計画策定の背景	3
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の理念と視点	9
5. 計画期間	10
6. 計画の策定体制	10
7. 計画の進行管理	11
8. 計画の体系	12

第 2 章 活動目標と活動項目（取組）

1. 包括的な相談支援体制づくり	13
2. 孤独・孤立をふせぐ体制づくり	15
3. つどい交流しあう地域づくり	17
4. だれもが参加し協働する地域づくり	19
5. 権利擁護の体制強化	21
6. 福祉防災の向上と地域力の強化	23
7. 住民主体の福祉活動の推進	25
8. 福祉のこころを育む地域づくり	27

第 3 章 各福祉センターエリアで策定された「地域支え合いプラン」の概要 29

資料編

1. 数字で見る各地域の現状	31
2. 計画策定の経過	33
3. 計画策定体制(名簿)	34
4. 用語説明	37

第 1 章

「おだがいさまのまちづくり計画2025」の策定にあたって

1 . 計 画 の 趣 旨

○私たちの日々の暮らしでは、大小様々な困りごとや生活のしづらさに直面する場合があります。これまでは自らの努力で解決したり、家族や友人の手助け、地域の支え合いや公的な福祉の制度を活用することで普段の暮らしを継続させることができましたが、少子高齢化やライフスタイルの変化により、家族構成や地域の関係性が大きく変化し、暮らしの中で生じる様々な困りごとの解決が難しくなっています。

さらに近年は、単身世帯の増加や身寄りのない高齢・障がい者、孤独・孤立の問題、ひきこもり、生活困窮、ネグレクト、認知症、虐待、住まいに関する事など介護・福祉・医療にまたがるさまざまな問題が絡み合い、複雑化・複合化している状況にあります。

こうした状況の中で、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けて、公的な支援だけでなく、地域の中で人と人とがつながり、お互いに支え合う仕組みを築き直すことが求められています。

○鶴岡市社会福祉協議会は、これまで、第1次から第3次までの「おだがいさまのまちづくり計画」を策定し、住民主体の助け合い・支え合い活動や関係機関・団体などとの連携・協働を進めてきました。

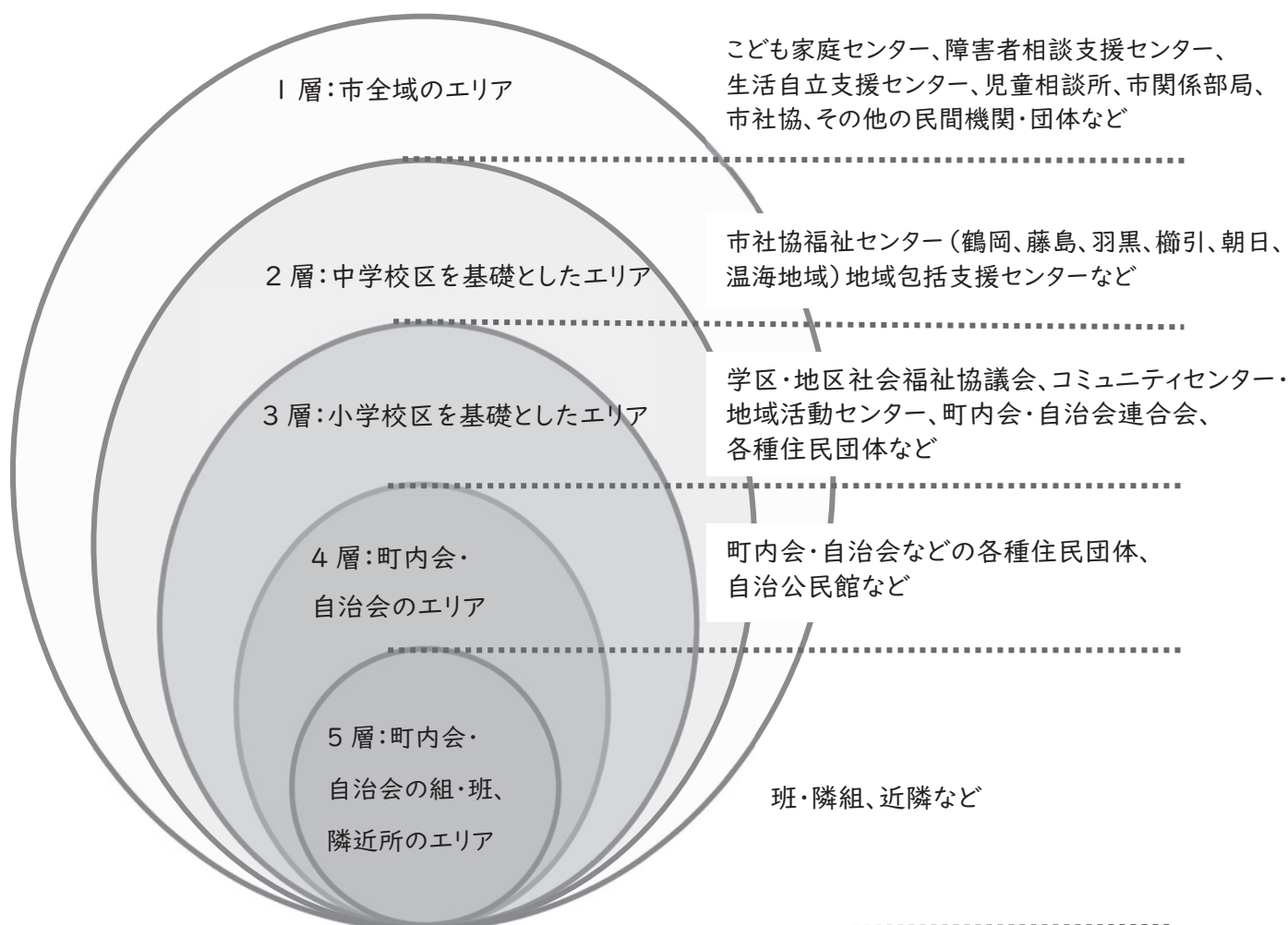
○このような社会情勢の変化や、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、より地域ニーズや住民の声に応える地域福祉活動の推進に取り組むために、令和8年度からの5年間の地域福祉活動の推進に向けた指針となるよう、第4次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2025」を策定しました。

2. 計画策定の背景

○令和7年3月、社会福祉協議会の基本要項が「社会福祉協議会基本要項2025」として改定され、社会福祉協議会は、住民や地域の関係者と「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を創造することを使命と掲げ、住民主体の理念に基づき、活動・事業及び組織運営を展開することが明記されました。活動原則では、各地域の特性を活かした活動を進めるとし、さらに、住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮するため、コミュニティソーシャルワーク等の専門性の維持・向上に取り組むこととしています。

○鶴岡市では重層的な5層のエリアでの福祉コミュニティづくりを推進し、地域共生社会の実現を目指しています。また、住民の身近な圏域エリアである、2層～3層エリアにコミュニティソーシャルワークを実践する地域福祉ワーカーが配置されています。

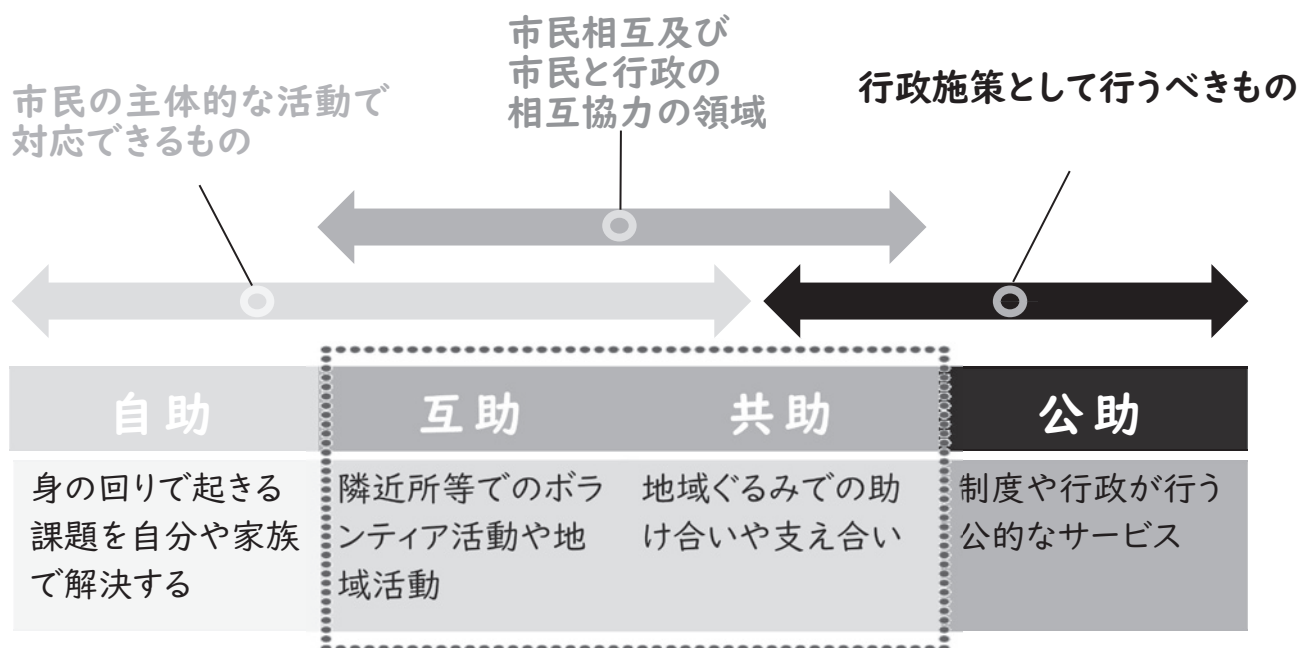
鶴岡市の5層のエリアによる福祉コミュニティの構築



○困りごとに関して、家族や友人、近隣の方を頼る場合が多い一方で、中には支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない人もいます。このような方々や地域住民に対して、関連する相談機関やサービス内容について、わかりやすく親しみやすい情報提供が必要です。その上で、困りごとに早期から相談にのり、支援へ結びつける包括的な支援体制を整備することが求められています。

○地域福祉とは、地域の中で人と人とのつながりあいを大切にして、互いに助けあう関係や仕組みをつくり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにしていくことです。自らの生活課題について、住民一人ひとりが考え、行動して解決を図るように努める「自助」、家族や友人、近隣住民などによる個人的な関係性に基づく自発的な活動が中心となる支え合いの「互助」、近隣や町内会・自治会、学区・地区社会福祉協議会などによる様々な組織が協力し共に課題解決に向けて取り組む「共助」、そして自助や互助、共助では解決できない部分を公的な制度が支える「公助」があります。それらの関係性を理解し、連携しながら生活課題を解決していく仕組みづくりが地域福祉の推進に必要です。

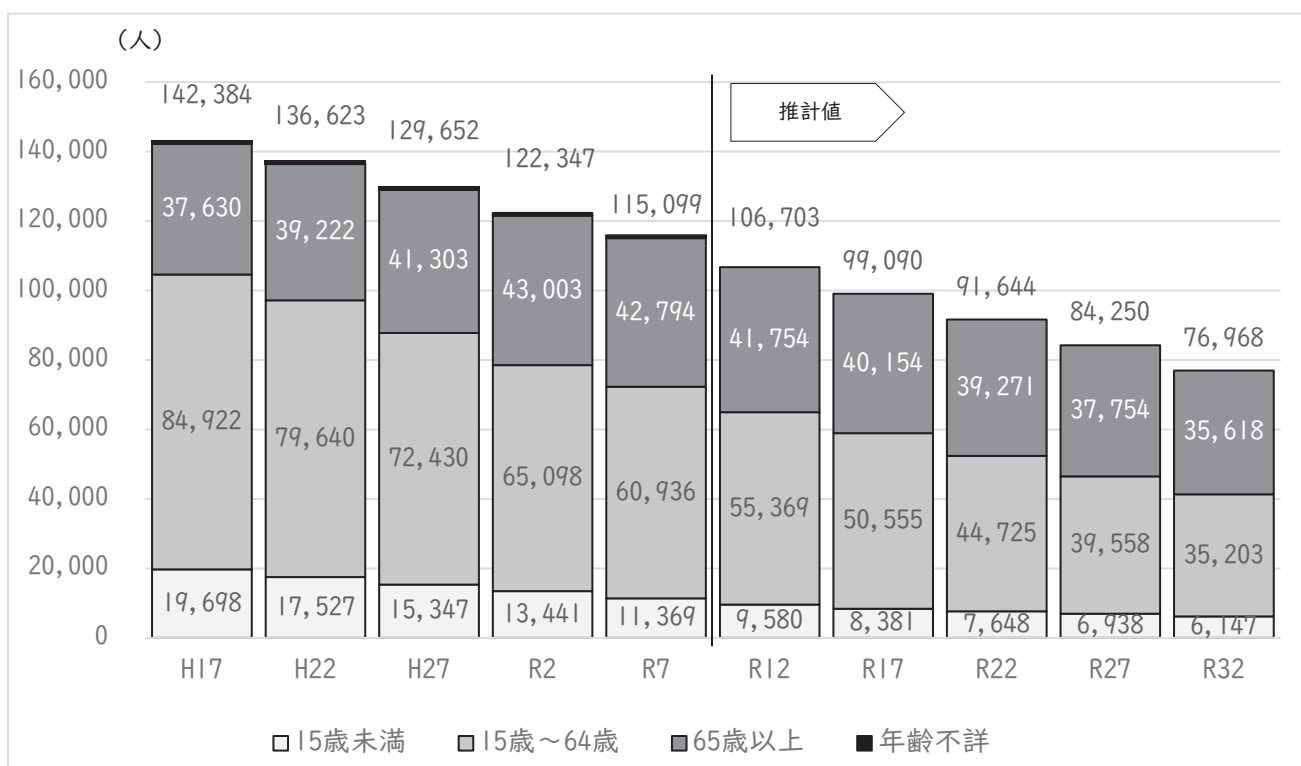
自助・互助・共助・公助の視点や役割



○鶴岡市の総人口(9月時点)は平成27年は129,652人、令和2年は122,347人、令和7年は115,099人と減少しています。一方高齢化率は、平成27年は32.0%、令和2年35.4%、令和7年は37.2%と増加しています。また、85歳以上の人口も平成27年の7,740人から令和7年には8,901人と増加しています。さらに、14歳以下の人口減少は著しく、平成27年は15,347人で全人口に占める割合が11.9%であったものが令和2年は13,441人で11.1%、令和7年は11,369人で9.9%となっています。

○2025年は、団塊の世代が全員後期高齢者(75歳以上)となった年であり、日本人の5人に1人が後期高齢者という人口構成になりました。2040年には、団塊ジュニア世代も高齢者になることに加えて、一層の少子化と人口減少により労働力人口が大幅に減少するとの推測が示されています。さらに、学区・地区社会福祉協議会や住民自治組織等の地域福祉推進基礎組織の担い手不足は深刻化するため、あらゆる分野の関係者と連携・協働し、多様なつながりで重層的につくられる住民主体の地域づくりを進めることが求められています。

図1 鶴岡市の人口の推移及び将来推計



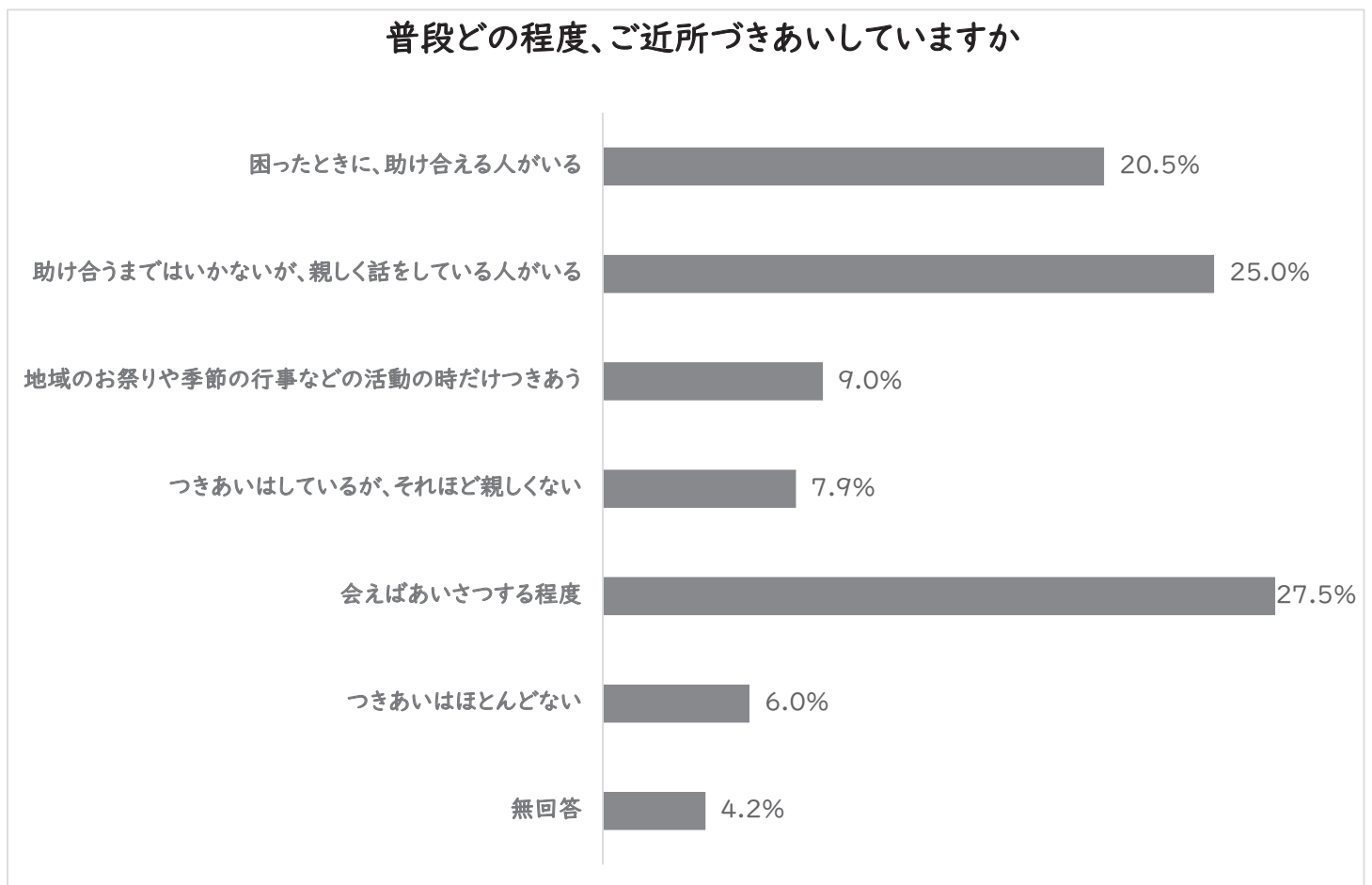
出典:平成17年～令和2年 総務省「国勢調査」

令和7年 鶴岡市「住民基本台帳」(9月末現在)

令和12年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

○ご近所付き合いは、孤立を予防したり、いざという時の助けにもなり、地域福祉を考える上では重要な関係です。令和6年度実施した鶴岡市の福祉ニーズに関するアンケート調査によると、普段のご近所付き合いの程度について、「困ったときに、助け合える人がいる」が20.5%、「助け合うまではいかないが、親しく話をしている人がいる」が25.0%と、合わせて45.5%を占めていることから、鶴岡市では一定程度ご近所付き合いが行われていることが伺えます。一方、「会えばあいさつする程度」という回答が27.5%と最も多い回答となっており、ご近所付き合いが希薄になっている現状もあります。また「つきあいはほとんどない」が6.0%という結果は、孤立する可能性のある方が一定数いることも示しており、見守り活動などの地域福祉活動での対策が必要になると考えられます。

図2 地域の支え合いについて



出典：鶴岡市の福祉ニーズに関するアンケート調査報告書

3.計画の位置づけ

○地域福祉活動計画とは、地域の住民や団体・組織が連携・協働し、暮らしの中の困りごとや福祉の課題を解決していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

○この計画「おだがいさまのまちづくり計画2025」は、鶴岡市が策定する「つるおか地域福祉プラン2025」と相互に連携して進めるものです。住民や地域のさまざまな団体や組織が協力しながら地域福祉を進めていくという共通の考え方に基づき、一体的に進めることで、それぞれの役割や協力のあり方がより明確になり、地域全体で取り組みを進めやすくなります。

○これらの「つるおか地域福祉プラン2025」「おだがいさまのまちづくり計画2025」を策定するにあたり、地域座談会や策定委員会での意見、市民アンケートの結果、相談支援を行っている専門職へのヒアリングとワークショップを実施し、集約した地域の課題等をふまえ、「気づきあい・つながりあい・支えあい・学びあい」の視点で「おだがいさまのまちづくり」を推進するものです。

○さらに、鶴岡市社会福祉協議会の発展・強化計画、事業経営計画と連動しながら、地域福祉を推進する社会福祉協議会の役割を明確にし、法人の基本理念である「おだがいさまのまちづくり」の実現を目指します。

○住民主体で地域の生活・福祉課題や困りごとを関係機関等と連携・協働しながら推進する小地域福祉活動計画(地域支え合いプラン)については、鶴岡地域では21学区・地区社会福祉協議会等が主体となって「第2次地域支え合いプラン」を、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域では地域福祉委員会が中心となり「第3次地域支え合いプラン」を策定し、地域、地区ごとに取り組みを推進します。(地域支え合いプランは第3章に掲載)

第2次鶴岡市総合計画後期基本計画

第2次鶴岡市総合計画実施計画

つるおか地域福祉プラン2025 (鶴岡市地域福祉計画)

重層的支援体制整備事業実施計画

共通して取り組むべき事項

- ・いきいき健康つるおか21プラン（第2次）
- ・つるおかしこどもプラン
- ・第3次鶴岡市障害者保健福祉計画
- ・鶴岡市障害福祉計画
- ・鶴岡市高齢者福祉計画
- ・第9期介護保険事業計画

<保健・福祉以外の分野別計画>

鶴岡市デジタル田園都市国家構想総合戦略
鶴岡市SDGs未来都市計画
鶴岡市地域コミュニティ推進計画
鶴岡市過疎地域持続的発展計画
鶴岡市住生活基本計画
鶴岡市男女共同参画計画
鶴岡市地域防災計画 など

山形県地域福祉推進計画

相互連携

連動

おだがいさまのまちづくり計画2025

(第4次鶴岡市地域福祉活動計画)

市民との協働による地域福祉実践

地域福祉推進体制
の基盤づくり

サービスを通じた
地域福祉実践

おだがいさまの
まちづくり

発展・強化計画

事業経営計画

小地域福祉活動計画

「地域支え合いプラン」

4.計画の理念と視点

○鶴岡市社会福祉協議会では、地域福祉の推進に取り組み、住民・行政・関係団体と協働し、あらゆる社会資源をつなぎ、お互いに支え合う福祉のまちを目指し「第4次地域福祉活動計画」の基本理念は次のとおりとします。

基本理念

おだがいさまのまちづくり

○この計画の効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点と8つの活動目標に基づいて取り組みます。

(1) 気づきあい

だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で暮らしていくため住民・地域組織・関係機関が相互に連携し合えるネットワークづくりに取り組みます。住民の困りごとやSOSに気づきあい、ともに解決に向け取り組んでいくことができる支援を目指します。

活動目標

- ① 包括的な相談支援体制づくり
- ② 孤独・孤立をふせぐ体制づくり

(2) つながりあい

一人ひとりが地域をつくる主人公として、地域の中でつながりあい、相互に連携し合える地域づくりを進めます。つどいの場への参加支援や地域ニーズに沿ったつどいの場づくりの開発・開拓に取り組み、拠点づくりを推進します。

活動目標

- ③ つどい交流しあう地域づくり
- ④ だれもが参加し協働する地域づくり

(3) 支えあい

認知症や障がいの有無などに関わらず寄り添い支えあい、その人らしく安心して生活し続けられる社会づくりを目指します。災害時に支援を要する人への支援体制づくりや災害ボランティア活動を地域の様々な主体と共に取り組みます。

活動目標

- ⑤ 権利擁護の体制強化
- ⑥ 福祉防災の向上と地域力の強化

(4) 学びあい

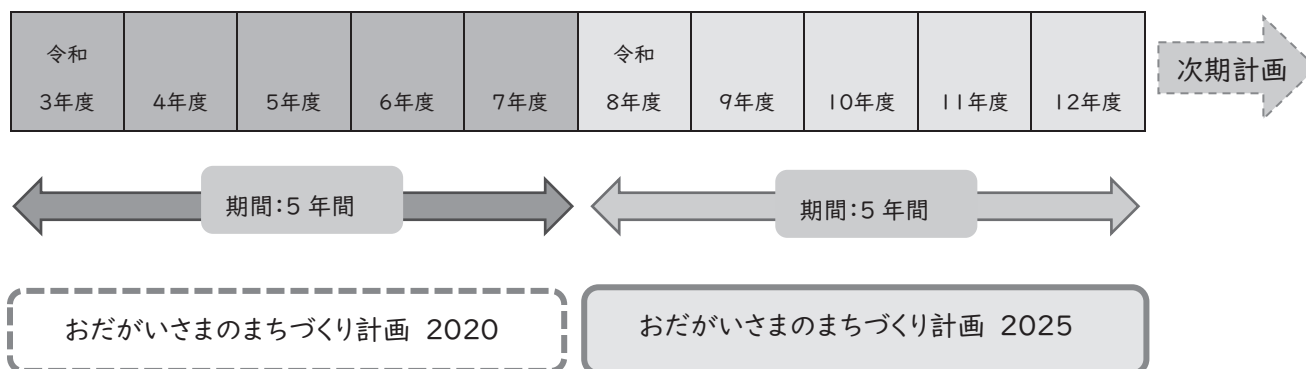
地域のみんなの暮らしや地域の理解を促進するとともに、人との関わりを大切に、お互いに助けあう意識が育まれるよう、福祉を学びあう機会をつくり福祉のこころが育つ地域づくりを進めます。

活動目標

- ⑦ 住民主体の福祉活動の推進
- ⑧ 福祉のこころを育む地域づくり

5. 計画期間

○この計画は、前計画と同じく5年間（令和8年度～令和12年度）を計画期間とします。



6. 計画の策定体制

(1) 策定体制

①地域福祉活動計画策定委員会（地域福祉計画策定委員会）

自治組織関係者、社会福祉団体関係者、学識経験者、社会福祉事業の従事者及び市民の代表者等で組織する、この計画及び鶴岡市地域福祉計画の策定に関する事項を協議する委員会。委員数は13名、全4回の委員会の他、3つのテーマに分かれてのテーマ別部会において、計画策定に向けた課題抽出、計画案の協議をいただきました。

②地域福祉活動計画策定ワーキンググループ

鶴岡市社会福祉協議会の地域福祉・相談支援部門の職員11名で組織する内部の作業班。前計画の評価、各種調査等に基づいての課題抽出、取組の方向性等の取りまとめを行いました。

③計画策定アドバイザー

計画策定にあたり特定非営利活動法人日本地域福祉研究所からアンケート調査結果の分析や全国的な先進事例の情報提供及び助言指導をいただきました。

(2) 各種調査

①鶴岡市の福祉ニーズに関するアンケート調査

18歳以上の鶴岡市民、年代と居住地域による層化2段抽出法による2,000人を対象に日頃の暮らしの困りごとや地域の課題、地域の支え合い状況についてのアンケート調査を令和6年8月～9月にかけて実施しました。回答者数737名。

②地域座談会

町内会・自治会等の自治組織単位を対象に、地域課題や社会的つながりが弱い人に対する支え合い等に関する地域座談会を令和7年1月～11月にかけて11か所で実施しました。

③福祉専門職へのヒアリング

児童、障がい者、高齢者、生活困窮者等に相談対応している福祉専門職へ、複合的な課題がある方や制度の狭間の方に関する支援の課題についてのヒアリング調査を令和6年10月に実施しました。

④福祉専門職ワークショップ

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、子ども家庭センター、地域生活自立支援センター、医療ソーシャルワーカー、特別養護老人ホーム生活相談員、民生委員・児童委員、地域福祉ワーカー等を対象に、ワークショップを2回開催しました。

7.計画の進管理

○この計画は、鶴岡市社会福祉協議会や関係団体において、活動項目の進捗状況を確認しながら、評価・点検を行います。また、活動項目ごとの目標とする指標を達成するための実施計画を設定し進管理を行います。

8.計画の体系

基本理念	基本的な視点	活動目標	活動項目(取り組むこと)
おだがいさまのまちづくり	気づきあい	1 包括的な相談支援体制づくり	①身近で相談しやすい体制の構築 ②地域組織・関係機関とのネットワークの構築
		2 孤独・孤立をふせぐ体制づくり	③複雑化・複合化した問題を抱える人への支援 ④地域に出向く相談支援
	つながりあい	3 つどい交流しあう地域づくり	⑤居場所・拠点づくりの推進 ⑥多世代で地域を考える機会づくり
		4 だれもが参加し協働する地域づくり	⑦参加支援の場づくり ⑧社会福祉法人連携事業の推進
	支えあい	5 権利擁護の体制強化	⑨権利擁護の普及啓発 ⑩身寄りのない人への支援
		6 福祉防災の向上と地域力の強化	⑪災害ボランティアの活動支援と防災意識の啓発 ⑫福祉の情報提供の充実
	学びあい	7 住民主体の福祉活動の推進	⑬地域支え合いプランの推進 ⑭地域づくりを担う人材育成
		8 福祉のこころを育む地域づくり	⑮ボランティア活動の推進 ⑯福祉教育の充実

第2章 活動目標と活動項目(取組)

気づきあい

- 【活動目標 Ⅰ】 包括的な相談支援体制づくり
- 【活動項目①】 身近で相談しやすい体制の構築

現状と課題の整理

学区・地区社協、自治振興会、町内会・自治会等の地域組織では、交流会などの事業を通じて把握した困りごとを抱える方を専門職へつなぐなど、「地域で気軽に相談できる環境づくり」に取り組みました。一方、地域住民からは、「困ったときにどこに相談したらよいか分からない」といった声があり、相談先の周知が十分とはいえない状況です。福祉ニーズに関する調査(鶴岡市2024年実施。以下「福祉ニーズ調査」)では、困りごとが生じた場合の相談について、「情報があれば相談できる」が42.9%、「情報があってもなかなか相談できない」が14.1%であり、身近に相談できる場所のさらなる整備とその周知を進めていくことが求められています。

活動の方向性

地域組織等が住民の方々の困りごとを把握し、相談支援機関へつなぐ地域からの通報システムを確立します。福祉の総合相談窓口のあり方を検討し、住民の方々がまずどこへ相談したらよいか分かるよう、身近な相談窓口の周知を徹底し、困りごとに早期に対応する体制を構築します。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・地域活動の中で困りごとを抱えている人に気づいた際は、見守りや声かけを行う。
- ・身近な相談窓口の情報を把握し団体、施設内で共有する。
- ・困りごとを抱えている方を把握した際に相談支援機関につなぐなど連携に協力する。
- ・市民が集う場や事業実施時に福祉相談コーナーを設置する。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・福祉の総合相談窓口の機能を関係機関と協働により整理する。
- ・福祉センターや各相談支援の身近な相談窓口を市民へ周知徹底する。
- ・圏域ごとに相談支援担当者(地域福祉ワーカー)を配置し、市民が相談しやすい体制をつくる。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
相談先の情報があれば、困りごとを相談窓口 に相談できる人の割合	42.9%	55.0%

気づきあい

【活動目標 Ⅰ】 包括的な相談支援体制づくり

【活動項目②】 地域組織・関係機関とのネットワークの構築

現状と課題の整理

学区・地区社会福祉協議会やコミュニティ振興会・自治振興会等と、地域ケア推進担当(地域包括支援センター、市健康課保健師、社協地区担当職員)が連携し、地域の困りごとや取組を話し合う地域ケアネットワーク会議等を推進し、また、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を社協が担い、鶴岡市における包括的な支援体制の構築を進め、「地域共生社会の実現を目指した基盤づくり」に取り組みました。地域福祉ワーカーの相談対応(令和6年度2,138回)のうち、関係機関・組織からの相談は848回と約40%を占め、単独の支援機関では対応が困難なケースが増加しており、地域住民、地域組織、団体、関係機関等とのネットワーク構築が求められています。

活動の方向性

複雑化・複合化した課題には多機関の協働による対応が必要です。高齢、障がい、生活困窮、子育てなど各分野の相談支援機関との連携を強化するため、分野を問わずケースを協議する場の充実を図ります。さらに、住民主体の課題解決の取り組みに向け、住民や関係組織・団体と連携し、個別支援と地域づくりをつなぐ視点を持ちながらネットワーク構築に取り組みます。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・地域の見守りなど福祉活動をテーマとした、関係者、団体との話し合いを行う。
- ・福祉施設の専門性を活かし地域組織等と連携して地域の困りごとに対する支援に取り組む。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・自治組織など地域関係者とのネットワーク会議等による困りごとを抱える人などの情報共有。
- ・相談支援機関との定期的なケース共有の場を設け連携体制を強化する。
- ・困りごとへの対応について、社会福祉法人や企業と協働し支援の広がりをつくる。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域福祉ワーカーが関係機関・組織と個別支援の共有・協議を目的に行った会議等の回数	128回	153回

気づきあい

【活動目標 2】 孤独・孤立をふせぐ体制づくり

【活動項目③】 複雑化・複合化した問題を抱える人への支援

現状と課題の整理

地区担当である各福祉センター職員を、令和3年度から相談支援と地域支援を一体的に行う「地域福祉ワーカー」として位置づけ、「制度の狭間にいる人への支援の強化」を図りました。地域福祉ワーカーの個別ケースの相談対応は、令和4年度1,389回、令和5年度2,103回、令和6年度2,138回と年々増加しており、加えて、相談内容は複雑化・複合化しています。福祉ニーズ調査では、地域の課題として「地域で孤立している人が増えている」について、「あてはまる」との回答が33.8%となっており、社会的孤立により誰にも相談できずにいる方などへの対応が引き続き求められています。

活動の方向性

福祉センターごとにコミュニティソーシャルワークを実践する「地域福祉ワーカー」を配置し、制度の狭間にある課題を抱える方、相談に行く力がなく地域で孤立している方などの把握、訪問や同行支援、社会参加機会へのつなぎなど、地域組織、関係機関と協働し支援を行います。また、地域福祉ワーカーの相談支援・地域支援の業務の充実に向け内容の整理を図ります。

地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・隣近所の方や友人を誘い合い、地域行事、福祉活動等へ参加する。
- ・隣組単位等小地域における見守り、支え合いの意識を持つ。
- ・新聞店や商店などの事業所との地域の課題に関する情報共有を図る。
- ・救急安心カードの更新等を通じて、困りごとを抱える方等について把握する。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・コミュニティソーシャルワークの実践を担う地域福祉ワーカーの研修により支援力の向上を図る。
- ・制度の狭間にある方や社会的孤立にある方の課題に対し、関係機関等と連携して相談支援を実践する。
- ・相談支援を通じて把握した困りごとを地域組織と共有し課題解決につなげる。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域福祉ワーカーへの新規相談件数	177件	194件

気づきあい

【活動目標 2】 孤独・孤立をふせぐ体制づくり

【活動項目④】 地域に出向く相談支援

現状と課題の整理

相談支援を必要とする方の情報共有や対応のため地域に出向き、また、民協定例会や地域住民が集う座談会等でチラシを配布し地域福祉ワーカーの周知を行うなど、「地域と共に考える相談支援の基盤づくり」を図りました。訪問・同行による支援は、令和6年度604回と相談対応(2,138回)のうち28%を占めていますが、困りごとを抱えている人の把握には、さらに地域に出向くなど地域住民の方々と連携を深める必要があります。福祉座談会では「支援が必要な人は相談の場に出てこない」との課題、また、策定委員会では「SOSを出せない人もいるのでアウトリーチして出向いていくという形が必要」との意見もあり、アウトリーチを基本とした支援が求められています。

活動の方向性

各地域の特性に応じた柔軟なアウトリーチを行い、地域住民が見守り活動に参加しやすい環境づくりを進め、地域福祉推進組織が、住民の困りごとに気づき、相談支援機関へつなぐ体制を図ります。また、地域で開催される会議などに参加し地域住民とコミュニケーションを深め、チラシ等を活用し地域福祉ワーカーの役割を周知するなど、積極的に地域に出向きニーズの把握に努めます。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・地域座談会など地域での取り組みを通じて、困りごとを抱える人を把握する。
- ・福祉サービスの提供等により困りごとに気づいたときは、相談支援機関につなげる。
- ・地域で気づいた困りごとについて、必要に応じて相談支援機関と共有する。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・積極的に地域へ出向き、地域で把握した困りごとを抱える人への相談支援を行う。
- ・民協定例会や地域組織の各種会議等で困りごとの早期発見と情報共有に努める。
- ・自宅への訪問や関係機関等への同行を行い、課題解決に向けた伴走支援を行う。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域福祉ワーカーの相談対応のうち、訪問・同行による支援の割合	30.0%	35.1%

つながりあい

【活動目標 3】 つどい交流しあう地域づくり

【活動項目⑤】 居場所・拠点づくりの推進

現状と課題の整理

コミュニティセンターや公民館などを会場に、気軽に交流し、地域のことを話し合う場が住民主体により設定されており、市社協では地域が取り組むサロン活動へ助成金(令和6年度:鶴岡90件、藤島20件、羽黒5件、櫛引6件、朝日14件)を交付し、「小地域でのつどいの場、居場所づくり」を進めました。しかし、コロナ禍で休止したサロンの再開が困難、参加者が固定化し見守り機能が低下している課題があります。福祉ニーズ調査では、機会があれば参加したいことについては、「趣味の会やスポーツクラブ」、「ボランティアやNPO」、「サロンや居場所」の回答が高い比率を示し、地域での見守りや社会参加、介護予防などを目的とした誰でもつどえる場を設ける取り組みが求められています。

活動の方向性

地域で暮らす誰もが気軽に交流し活動できる居場所の開発・開拓に取り組み、地域福祉の拠点づくりを進めます。また、地域のサロン事業や介護予防事業などを周知し、地域のお互いさまの見守り機能の活性化や孤立防止、健康づくりにつなげます。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・多世代が気軽につどい、つながり、見守り合う場(百歳体操、サロン等)を設ける。
- ・つどいの場や地域行事へ参加し、声を掛け合える関係をつくる。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・閉じこもり、ひきこもり等孤立予防につながる居場所づくりを推進する。
- ・住民主体で取り組むつどいの場の運営に対し、助言や後方支援を行う。
- ・介護予防、健康維持を目的とした交流の場の立ち上げなどの支援を行う。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域のサロンや居場所の場へ参加している人の割合	10.9%	14.0%

つながりあい

【活動目標 3】 つどい交流しあう地域づくり

【活動項目⑥】 多世代で地域を考える機会づくり

現状と課題の整理

住民主体の取り組みとして、共同募金街頭募金や地域の福祉まつり、除雪ボランティア等で小中高生の参加機会を促し、社協ではインターンシップや社会福祉士実習の受入れを行い、「子ども・若者の社会参加と活躍の場づくり」を図りました。福祉ニーズ調査では、地域の課題として、「町内会や自治会の役員が高齢化し、担い手が不足している」との回答が62.7%となっており、また、福祉座談会では、「子ども・お年寄り合同でお茶のみなど出来れば」との意見もあり、多世代が参加する地域活動の取り組みや交流機会の創出が求められています。

活動の方向性

地域の活性化には子どもや若い世代の参加が必要であり、高齢者や子ども、保護者の世代間の交流を促し、生きがいづくりや世代を超えた支え合いの機会をつくります。また、若い世代が地域の課題や未来を考え主体的に地域に関わる機会をつくり、地域へ定着する郷土愛の醸成を図ります。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・多世代で支え合う地域づくりのため、多世代が交流する機会をつくる。
- ・地域行事の企画や実施に、子どもや若い世代が積極的に参加する。
- ・将来の地域の担い手確保のため、若い世代も自治組織等事業の運営に加わる。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域課題について多世代で話し合う場や活動を支援し、地域全体で考える機会を支援する。
- ・若い世代が地域の未来を考え、地域に定着し活躍できるような学びや体験の機会をつくる。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域課題について、町内会・自治会役員の担い手不足とする人の割合	62.7%	59.0%以下

つながりあい

【活動目標 4】 だれもが参加し協働する地域づくり

【活動項目⑦】 参加支援の場づくり

現状と課題の整理

地域では一人暮らし高齢者を対象とした会食配食交流事業が令和6年度に年213回行われ、また、ボランティアセンターではちょっとしたボランティア活動「ちょボラ場」を年69回実施するなど、周囲から孤立している人のボランティアや地域事業への参加など地域とのつながりを促す支援に努め、「孤立しない、させない参加支援の促進」を図りました。一方、コミュニケーションが苦手などの若い方や障がいのある方が参加できる場が少ないという課題があり、福祉ニーズ調査では、7人に1人が孤独感を感じているとの結果を踏まえ、地域の方々が気軽に参加できる場の開拓やプログラムの開発、普及が求められています。

活動の方向性

ひきこもり状態にある方やコミュニケーションが苦手で地域社会から孤立している人が、社会とつながるよう、地域組織や社会福祉法人、企業、公共施設等の社会資源と連携し、地域事業やボランティア、施設内での作業、就労体験等のプログラムを活用した参加支援に取り組みます。

地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・地域で孤立している人の把握や社会参加のための対応について話し合う場をつくる。
- ・就労支援が必要な人への就労体験等の機会を提供する。
- ・ひきこもり状態にある人などへボランティア活動や軽作業等の機会を提供する。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域で孤立している人が定期的に参加できる居場所づくりを進める。
- ・困りごとを抱える人の就労や自立に向けた受け入れ先の開拓を行う。
- ・社会福祉法人やNPO法人等と連携した参加支援の取り組みを進めるため話し合いの機会をつくる。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域福祉ワーカーの参加支援対応回数	40回	48回

つながりあい

【活動目標 4】 だれもが参加し協働する地域づくり

【活動項目⑧】 社会福祉法人連携事業の推進

現状と課題の整理

鶴岡市内の特別養護老人ホームを運営する9つの社会福祉法人による「つるおか社会福祉法人公益的取組連絡会」では、合同フードドライブに取り組み、令和6年度は集まった950個の食品を41世帯の生活困窮者へ提供し、「社会福祉法人・企業・NPO法人等の地域貢献活動」を推進しました。継続的に合同フードドライブ事業による食糧支援や、作業等の体験メニューの提供による参加支援、被災地への災害ボランティア支援に取り組んでいますが、新たな課題の把握やその課題に対応するための事業や活動メニューの検討が求められています。

活動の方向性

生活困窮等の地域生活課題に対応するため、社会福祉法人と連携し、相談支援や参加支援の検討、実施を継続し、また、社会福祉法人が地域自治組織、ボランティア、NPO法人、企業等の多様な主体と連携し地域福祉課題に対応する体制を作ります。

地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・法人内の相談支援や介護保険サービス等を通じて、地域の生活課題を把握する。
- ・地域福祉課題の解決に向け、地域組織や様々な団体との連携について模索する。
- ・地域福祉課題に対する公益的取組について法人内で検討し実施する。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・つるおか社会福祉法人公益的取組連絡会及び研修会を実施する。
- ・ホームページ等を活用し社会福祉法人や企業等の地域貢献活動を周知する。
- ・社会福祉法人連携事業に向けて、社会福祉法人等へ地域課題やニーズを情報提供する。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
つるおか社会福祉法人公益的取組連絡会で取り組んだ事業回数	2回	5回

支えあい

【活動目標 5】 権利擁護の体制強化

【活動項目⑨】 権利擁護の普及啓発

現状と課題の整理

令和5年度から鶴岡市成年後見センターの業務を開始し、成年後見制度の広報活動や利用促進に取り組み、日常生活自立支援事業では日常の金銭管理により生活の安定を支援し、判断能力が低下している方には必要に応じ後見制度へつなぐなど、「権利擁護の普及啓発」を図りました。福祉ニーズ調査では、成年後見人・保佐人として頼れる人について、「いない」は15.7%、「そのことで人に頼らない」が12.6%と備えが十分とはいえず、地域でのさらなる仕組みや担い手確保、判断能力が不十分な方への権利擁護の周知・啓発が求められています。

活動の方向性

日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用者が増加しているため、市民後見人の養成・支援を通じ担い手確保に取り組みます。差別や偏見により弱い立場の方が生きづらさを感じることがないように、権利擁護のための基礎知識、各種制度や取り組みについての周知啓発を通じ、個人の権利を大切にする意識の醸成を図ります。

地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・判断能力が不十分で支援が必要と思われる方に気づき関係機関へつなぐ。
- ・市や社協等が実施する権利擁護に関する研修会に参加し、理解を深める。
- ・弱い立場の方に対して差別や偏見により不利益を与えないよう心がけ行動に生かす。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・日常生活自立支援事業及び成年後見制度について周知を図るとともに、山形県権利擁護人材育成事業を活用し、担い手の養成に取り組む。
- ・弱い立場の方への差別・偏見のないまちづくりを目指し、権利擁護に関する普及啓発を行う。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
鶴岡市成年後見センターへの相談件数	32件	50件

支えあい

【活動目標 5】 権利擁護の体制強化

【活動項目⑩】 身寄りのない人への支援

現状と課題の整理

「権利擁護の普及啓発」において、身元保証等の支援の仕組みについて、関係機関への聴き取りや先進社協へのアンケート調査により、住まいの安定に不安のある障がい者等への支援を検討しました。福祉ニーズ調査では、福祉施策について、「身寄りがいない人の身元保証や死後の対応」では7割の方が重要と回答しています。国では身寄りのない方への支援策として従来の日常生活自立支援事業を拡充して、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務支援等を行う新たな事業を検討しています。

活動の方向性

住まいの安定に不安のある方に対して、社協が賃貸住宅の緊急連絡先になるなど契約の安定に向けた支援を図ります。また、身寄りがいない高齢者等の意思決定等の支援として、国が検討している「新・日常生活自立支援事業」の情報収集を図るとともに、担い手確保や仕組みづくりについて、社会福祉法人や関係機関等と連携しながら進めます。

地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・身寄りがなく支援が必要である方に気づき関係機関へつなぐ。
- ・福祉サービス、福祉施設を利用している方で、身寄りがいない等将来が不安な相談者に対して必要な場合に制度を情報提供する。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・住まいの安定に不安のある方に対し、緊急連絡先や定期的な見守り、転居に向けた資金確保の支援を行う「住まい安心事業」を実施する。
- ・終身サポート事業について情報を収集するとともに、対応のあり方を検討する。
- ・身寄りのない方への支援について社会福祉法人や関係機関等との協働を検討する。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
住まい安心事業の登録件数		5件

※令和8年度新規事業

支えあい

【活動目標 6】 福祉防災の向上と地域力の強化

【活動項目⑪】 災害ボランティアの活動支援と防災意識の啓発

現状と課題の整理

学区・地区社会福祉協議会、NPO法人と協働による災害ボランティアに関する研修会や、青年会議所、NPO法人、地域住民の協力を得て災害ボランティアセンター設置訓練を実施するなど、「災害ボランティアの育成、関係団体との連携強化」を図りました。令和6年7月の大雨災害では鶴岡市でも災害ボランティアセンターを開設し被災者支援を行っており、今後に向けてさらに企業やNPO法人等との連携先を拡大する必要があります。福祉ニーズ調査では、ささえあい活動についてできることとして、「日常での安否確認や声掛け」、「災害時避難の手助け」が多く回答されており、災害時要支援活動と平時の見守り活動を一体化し福祉に防災の視点を取り入れた仕組みづくりが求められています。

活動の方向性

行政やNPO法人、協力団体等との連携により、災害に関する研修会や災害ボランティアセンター設置・運営訓練を継続して実施していきます。また、災害時において連携する企業やNPO法人を新規に開拓し、災害支援体制の強化を図ります。さらに、町内会・自治会等で構築されている災害時の支援体制と平時の見守り活動が一体的となる、福祉防災の取組の普及・啓発を図ります。

地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・平時の見守りと災害時の避難、声かけ等要支援者の把握を兼ねた支援体制を構築する。
- ・災害時要支援者へ配慮した避難訓練を実施する。
- ・災害発生時の地域内での支え合いやボランティア活動に協力する。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・災害時支援体制と平時の見守り活動が一体的となる福祉防災の取り組みを支援する。
- ・災害ボランティアセンター設置等、災害対応に関する訓練・研修を実施する。
- ・NPO法人、企業等による災害ボランティアセンターへの支援体制を強化する。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
災害時に要支援者に対する手助け等ができる人の割合	39.8%	51.0%

支えあい

【活動目標 6】 福祉防災の向上と地域力の強化

【活動項目⑫】 福祉の情報提供の充実

現状と課題の整理

地域では災害時の避難支援のための防災台帳、防災マップを作成し、要支援者を把握、共有することで、声かけや情報提供などの支援体制を構築し、「地域の力をいかした防災対策」が進められています。災害時支援は地域の状況、特性により取組の必要性や内容が異なる傾向にありますが、平時の支え合い活動も含め、先駆的な取組を全市的な取組に広がるような効果的な発信を行う必要があります。福祉ニーズ調査では、住んでいる地域の課題として「災害があった場合に心配である」の回答が64.1%となっており、発災時のボランティア活動等支援の周知を迅速に行い、被災者の不安を軽減するとともに、平時からの情報弱者への対応についても取組が求められています。

活動の方向性

広報誌、ホームページ、SNSなど多様な手法を活用した地域福祉に関する情報提供により、地域福祉や福祉防災に対する意識の向上と参加を促進します。また、災害時の被災者支援に関することや福祉に関する制度、サービスの情報を発信し、必要とする人に必要な情報が届くように、地域住民の一人ひとりが自ら情報を得るような意識付けを図ります。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・日頃から地域福祉活動、イベント、福祉サービス等の情報を提供する。
- ・各種サービス、事業等を自ら選択し参加するための情報収集に努める。
- ・企業等が行う地域貢献活動等を発信する。
- ・日頃から災害時避難行動要支援者に対し、避難時の支援体制などの情報を伝える。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・先駆的な地域福祉活動の紹介など、住民の関心を高める情報発信を行う。
- ・地域福祉活動について多様な手法を活用した情報発信を行い地域力の強化を図る。
- ・福祉防災の取組を情報提供し、平時の見守り支え合い活動を促す。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域活動・ボランティア活動についての情報を入手出来ている人の割合	53.7%	69.0%

学びあい

【活動目標 7】 住民主体の福祉活動の推進

【活動項目⑬】 地域支え合いプランの推進

現状と課題の整理

小地域ごとの活動計画を示す「地域支え合いプラン」は、鶴岡地域では学区・地区単位の21エリアで、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域では、地域庁舎5エリアごとにプランを策定し、地域特有の「近隣でできる助けあい」を考え活動を進めました。一方、地域支え合いプランの策定・進行管理にあたり、地域課題の分析・把握、地域住民へのプランの周知が十分とはいえず、また、地域特有の支え合い活動は全市的な広がりにつながらない課題があります。福祉ニーズ調査では、住んでいる地域の課題として、「少子化や人口減少」、「役員の担い手不足」、「災害対応」の回答が多く、各地域の特性を踏まえた地域生活課題への取り組みが求められています。

活動の方向性

「地域支え合いプラン(計画期間2026年～2030年)」は、鶴岡地域では学区・地区社会福祉協議会等が、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海地域では福祉センターごとの地域福祉委員会で進行管理等を行い事業を推進します。また、地域支え合いプランの内容を地域住民へ周知することで、地域生活課題や住民主体の取り組みについて理解と協力を促します。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・地域支え合いプランを広く地域住民へ周知し、取り組みへの参加を呼び掛ける。
- ・地域支え合いプランについて話し合う場を設け、進捗状況や課題について共有し、必要に応じ見直し、改善を図る。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域支え合いプランで示した住民主体の取り組みへ立ち上げ支援など行う。
- ・地域福祉委員会を開催し地域支え合いプランの進行管理を行う。
- ・各地区・地域で策定された地域支え合いプランを、ホームページなどで住民へ広く周知する。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
A評価(達成率8割)の地域支え合いプランの割合	90%	100%

学びあい

【活動目標 7】 住民主体の福祉活動の推進

【活動項目④】 地域づくりを担う人材育成

現状と課題の整理

住民主体による日常のお手伝いを行う生活支援や除雪支援の活動、近所の異変に気付いた場合に町内会長や民生委員へつなぐ福祉協力員等の見守り支援に取り組み、「困っている人を地域で支える仕組みづくり」が進められました。一方、少子高齢化の影響により、会食事業など、長年取り組まれている活動の担い手確保が課題となっています。福祉ニーズ調査では、住民同士のささえあい、たすけあいの必要性について「とても必要だと思う」、「必要だと思う」が68.8%となっており、また、ささえあい活動についてできることは、「日常での安否確認や声掛け」、「災害時避難の手助け」が多く回答されており、地域生活課題へ対応する人材育成が求められています。

活動の方向性

少子高齢化の進展により、支援を必要とする方が増加する一方で担い手となる人材が不足しており、住民主体活動の継続のため新たな人材確保に向け、幅広い年代との地域住民との話し合いを設けるとともに、ボランティアや団体、企業等との連携、協働を図ります。また、地域福祉活動など地域づくりに向けた具体的な活動に対し支援を行います。

地域で取り組むこと（市民、団体、施設、ボランティア、企業など）

- ・幅広い年代を対象とした地域福祉に関する担い手を発掘する研修会を実施する。
- ・地域で取り組む日常生活や災害時の支え合い活動へ参加協力を呼びかける。
- ・地域行事などへ積極的に参加し地域の取り組みの理解に努める。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域福祉の向上を目指した住民主体の活動に関する研修会等を行う。
- ・困っている人の対応について地域と話し合いの機会をつくり課題を周知する。
- ・地域づくりを担う人材育成について、関係機関とともに研修会等を実施する。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
お世話役として地域づくりへ参加したい人の割合	27.2%	35.0%

学びあい

【活動目標 8】 福祉のこころを育む地域づくり

【活動項目⑮】 ボランティア活動の推進

現状と課題の整理

ボランティアセンターで、ボランティア登録者や関係機関へボランティアだよりを配布し、ボランティア活動の募集や、ボランティア交流会などの取り組みの情報を周知し、「新たな参加を生み出す住民活動の創出」を図りました。一方、コロナ禍によりボランティア活動の場が減少している影響から、ボランティアセンターへの来談者、個人の登録者が減少している課題があります。福祉ニーズ調査では、地域活動・ボランティア活動への参加意思については、「取り組んでいきたい」という回答が5割を超えており、地域福祉活動計画策定委員会では、「ボランティアで地域づくりをすることが、地域への愛着や関わりを生み出すことになる」との意見もあり、ボランティア活動の推進が求められています。

活動の方向性

ボランティアセンターにおいて、ボランティアの登録、募集、相談、情報の周知によりボランティア活動を支援し、子どもや若者、企業などのボランティア活動への関心を高め参加を促します。また、地域生活課題に対応したボランティア活動を進めるため、地域福祉ワーカーとの連携により、日常の生活支援についてボランティアが対応できる仕組みを検討します。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・小・中・高校生にボランティア活動の場を提供し福祉意識を醸成する。
- ・地域でのボランティア活動に関心を持ち積極的に参加する。
- ・日常の生活支援についてボランティア活動を行う。
- ・ボランティア活動に関する情報を発信し参加を促す。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・小中高校生等の若い世代のボランティア活動を支援する。
- ・新たな地域課題等に対応する市民活動団体やNPO法人等との連携を模索する。
- ・ボランティア活動に関する情報を定期的に発信し、普及啓発を図る。
- ・ボランティア活動に関する相談対応及び必要とする方とのマッチングを支援する。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
ボランティアセンターへのボランティア登録者・団体数	16人 63団体	35人 65団体

学びあい

【活動目標 8】 福祉のこころを育む地域づくり

【活動項目⑬】 福祉教育の充実

現状と課題の整理

児童・生徒の福祉のこころを育むため、小中学校と連携した福祉学習、体験学習をゲストティーチャー(障がい当事者等)や、地域内の各分野で活躍されている方々からの協力により、令和6年度は福祉学習・出前講座を各地域で40回実施し、「学校と連携した福祉教育の推進」、「地域を基盤とした福祉教育の充実」を図りました。一方、小中学校など多人数を対象とした福祉学習は、福祉学習サポーターの協力により実施していますが、学校が希望する内容で定型化している課題があります。地域福祉委員会では、教えられるのではなく自ら案を出し、学び合うという場が必要との意見があり、学習内容の検討が求められています。

活動の方向性

住民や地域の関係者等と協働し、地域と小中学校が連携した「共に生きる力」を育む福祉教育を進めます。また、地域生活課題に関心を持ち、課題の把握、解決を考え、行動する学びの場を提供し、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であるという意識を醸成するための福祉教育を推進します。

地域で取り組むこと(市民、団体、施設、ボランティア、企業など)

- ・幅広い世代を対象とした福祉意識の醸成を目指した学習を実施する。
- ・小中学校での福祉意識の醸成を目指した学習や体験の機会を設ける。
- ・地域が取り組む住民向けの学習や体験の機会へ積極的に参加し協力する。
- ・社会福祉法人や企業等が地域と連携して住民への学習を実施する。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ・地域の協力者や関係機関と協働し福祉教育の企画・実施に取り組む。
- ・地域課題をテーマとした福祉教育を企画・支援し地域住民の参加を促す。
- ・小中学校等が取り組む福祉学習へ企画段階から話し合い協力する。

◆目標とする指標

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域活動・ボランティア活動等に取り組んでいきたいと考えている人の割合	50.4%	65.0%

第3章 各福祉センターエリアで策定された「地域支え合いプラン」の概要

地域支え合いプランとは、鶴岡地域では、各学区・地区社会福祉協議会等、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域では各地域福祉委員会が中心となり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域特性を踏まえた地域福祉活動の推進のために、取り組みの方向性を示した各地域の活動計画の事です。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

加茂地区

- ◆笑顔あふれるまちづくり
- ◆要支援者を把握し、支援することが出来る地域
高齢者世帯だけでなく日中独居の高齢者への支援

由良地区

- ◆だれもが安心して暮らせる ゆら
- ◆人と人がつながる ゆら

三瀬地区

- ◆みんなで元気を生み出し発信するまち三瀬
- ◆みんなでつくる安心のまち三瀬
- ◆みんなで支え合う住みよいまち三瀬

小堅地区

- ◆小堅のことをみんなで語りあおう
- ◆みんなでつくろう小堅の安心

上郷地区

- ◆暮らしやすい上郷 ～誰も一人にしない居場所づくり～
- ◆上郷子どもの福祉学習(循環型福祉学習)事業

温海地区「ありがとう つながるころ みまもるころ」

- ◆身近で相談しやすい体制の構築 ◆孤独・孤立を防ぐ体制づくり
- ◆住民主体の福祉活動の推進 ◆福祉防災の向上と地域力の強化
- ◆地域組織・関係機関とのネットワークの構築 ◆居場所・拠点づくりの推進 ◆参加支援の場づくり ◆地域づくりを担う人材育成の推進 ◆福祉のこころを育む地域づくり

田川地区

人とのつながり支え合う、誰もが安心して暮らせる田川

京田地区

- ◆身近な人と交流し学べる地域活動
- ◆助け合い安心して暮らせる支援活動

西郷地区

- ◆子ども食堂・配食サービス
- ◆西郷安心カードの周知・拡大

湯野浜地区

- ◆親子での参加型
子育て支援活動
- ◆高齢者見守り事業

大山地区

- ◆支援につながる地域の
仕組みづくり

栄地区

- ◆おたすけ人事業
- ◆地域の見守りと
居場所づくり支援

藤島地区「ひとりがみんなの みんながひとりの 支えになれる地域づくり」

- ◆身近で相談しやすい体制の構築 ◆ネットワークの構築
- ◆住民主体の福祉活動の推進 ◆福祉防災の向上と地域力の強化
- ◆居場所・拠点づくりの推進 ◆社会参加の促進 ◆福祉のこころを育む地域づくり

第一学区

- ◆地域ぐるみの防災福祉まちづくりにおける
防災福祉ネットワーク活動

第二学区

- ◆みんな(多世代)で関わり合える地域づくり

第三学区

- ◆みんなで集う座談会
- ◆おだがいさま支え合いネット活動

第四学区

- ◆第四学区日常生活支え合い事業

第五学区

- ◆やさしい人づくり
- ◆助け合い、支え合う
仕組みづくり

第六学区

- ◆居場所活用促進事業
- ◆福祉全般の活動推進
(健康な心を育てる)
- ◆地域の防犯・防災の推進

羽黒地区「はぐろびと 安心・笑顔のまちづくり」

- ◆身近で相談しやすい体制の構築 ◆居場所・拠点づくりの推進 ◆孤独・孤立を防ぐ体制づくり ◆住民主体の福祉活動の推進 ◆福祉防災の向上と地域力の強化 ◆地域組織・関係機関とのネットワークの構築 ◆参加支援の場づくり ◆地域づくりを担う人材育成 ◆福祉のこころを育む地域づくり

櫛引地区「つなぐ・ひろがる・櫛引の輪」

- ◆身近で相談しやすい体制の構築 ◆孤独・孤立をふせぐ体制づくり ◆住み慣れた地域での暮らしを守る仕組みづくり ◆福祉防災の向上と地域力の強化 ◆他機関連携の推進 ◆居場所・拠点づくりの推進 ◆相手を理解し共に生きる地域をめざす

朝日地区「おだがいさまで朝日を元気に！」

- ◆身近で相談しやすい体制の構築 ◆孤独・孤立をふせぐ体制づくり
- ◆助け合いの仕組みづくり ◆福祉防災の向上と地域力の強化
- ◆地域組織・関係機関とのネットワークの構築
- ◆居場所・拠点づくりの推進 ◆参加支援の場づくり
- ◆地域づくりを担う人材育成 ◆福祉のこころを育む地域づくり

湯田川地区

- ◆見守りの輪を広げよう
『みまもりのわ・ゆたがわ』
- ◆人と人が助け合う
『つながりのわ・ゆたがわ』

斎地区

- ◆つながり
あいのまち
づくり斎

黄金地区

- ◆こがね見守り
ネットワーク
拡大事業

資料編

1. 数字で見る各地域の現状

上段:令和7年3月31日現在
(下段:令和2年3月31日現在)

	全市	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域
総人口	115,669人 (124,697人)	84,128人 (89,062人)	8,916人 (9,909人)	7,163人 (7,934人)	6,318人 (7,029人)	3,259人 (3,859人)	5,885人 (6,904人)
男性	55,635人 (59,627人)	40,369人 (42,513人)	4,289人 (4,727人)	3,541人 (3,841人)	3,024人 (3,374人)	1,597人 (1,868人)	2,815人 (3,304人)
女性	60,034人 (65,070人)	43,759人 (46,549人)	4,627人 (5,182人)	3,622人 (4,093人)	3,294人 (3,655人)	1,662人 (1,991人)	3,070人 (3,600人)
世帯数	49,293世帯 48,927世帯	37,569世帯 36,932世帯	3,220世帯 3,203世帯	2,569世帯 2,592世帯	2,216世帯 2,226世帯	1,228世帯 1,291世帯	2,491世帯 2,683世帯
町内会・自治会数	463件 (463件)	247件 (247件)	61件 (61件)	69件 (69件)	21件 (21件)	38件 (38件)	27件 (27件)
民生委員・ 児童委員定数	349人 (351人)	213人 (213人)	35人 (36人)	23人 (23人)	22人 (22人)	22人 (23人)	34人 (34人)
0～14歳人口	11,615人 (13,812人)	8,821人 (10,222人)	844人 (1,053人)	719人 (870人)	637人 (810人)	237人 (349人)	357人 (508人)
65歳以上人口	42,948人 (43,416人)	29,260人 (29,411人)	3,644人 (3,722人)	2,854人 (2,892人)	2,586人 (2,547人)	1,589人 (1,665人)	3,015人 (3,179人)
85歳以上人口	8,969人 (8,868人)	5,960人 (5,787人)	795人 (815人)	598人 (636人)	563人 (544人)	362人 (395人)	691人 (691人)
介護保険要支援 認定者数	1,751人 (1,774人)	—	—	—	—	—	—
介護保険要介護 認定者数	6,020人 (6,745人)	—	—	—	—	—	—
外国籍住民人口	978人 (802人)	—	—	—	—	—	—
障害者手帳保持件数	6,726人 (7,296件)	—	—	—	—	—	—
生活保護世帯	1,173世帯 (1,125世帯)	—	—	—	—	—	—

	全市	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域
地域包括支援センター	11ヶ所 (11ヶ所)	6ヶ所 (6ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)
社会福祉法人	35 法人 (35法人)	29 法人 (29 法人)	1 法人 (1 法人)	2 法人 (2 法人)	1 法人 (1 法人)	1 法人 (1 法人)	1 法人 (1 法人)
特別養護老人ホーム ※地域密着型含	18ヶ所 (12ヶ所)	9ヶ所 (4ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	2ヶ所 (2ヶ所)	2ヶ所 (2ヶ所)	3ヶ所 (2ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)
介護老人保健施設	7ヶ所 (7ヶ所)	6ヶ所 (6ヶ所)	—	1ヶ所 (1ヶ所)	—	—	—
障害者支援施設 ※入居施設	4ヶ所 (4ヶ所)	3ヶ所 (3ヶ所)	—	1ヶ所 (1ヶ所)	—	—	—
障害者相談支援事業所	9ヶ所 (9ヶ所)	9ヶ所 (9ヶ所)	—	—	—	—	—
地域子育て支援センター	14ヶ所 (14ヶ所)	8ヶ所 (8ヶ所)	2ヶ所 (2ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)
認可保育所	30ヶ所 (38ヶ所)	20ヶ所 (24ヶ所)	2ヶ所 (2ヶ所)	3ヶ所 (3ヶ所)	2ヶ所 (4ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	2ヶ所 (4ヶ所)
幼稚園	0ヶ所 (1ヶ所)	0ヶ所 (1ヶ所)	—	—	—	—	—
認定こども園	17ヶ所 (13ヶ所)	16ヶ所 (12ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	—	—	—	—
児童館	11ヶ所 (11ヶ所)	10ヶ所 (10ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	—	—	—	—
学童保育所・ 放課後児童クラブ	21ヶ所 (24ヶ所)	14ヶ所 (17ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	2ヶ所 (2ヶ所)	2ヶ所 (2ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)	1ヶ所 (1ヶ所)
小学校	26 校 (26 校)	15 校 (15 校)	3 校 (3 校)	2 校 (2 校)	3 校 (3 校)	1 校 (1 校)	2 校 (2 校)
中学校	12校 (11 校)	7校 (6 校)	1 校 (1 校)	1 校 (1 校)	1 校 (1 校)	1 校 (1 校)	1 校 (1 校)

<参考資料>①鶴岡市住民基本台帳 ②令和7年度健康福祉の概要

2. 計画策定の経過

令和6年 8月～9月	鶴岡市民2,000人(18才以上)を対象とした市民福祉ニーズに関するアンケート調査の実施・回答者737名(回答率36.9%)
10月	11日及び18日に福祉専門職ヒアリングを実施 ・参加者計28名
令和7年 1月～11月	市内11地区において地域座談会を開催 ・参加者約250名
7月11日	第1回福祉専門職ワークショップ ・複合的な課題を抱えた事例に基づいたワークショップ(対象者30名)
7月22日	第1回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・これまでの計画について ・策定の進め方 ・現在の計画の評価について ・重点課題について(素案)
9月11日	第2回福祉専門職ワークショップ ・身寄りのない高齢者等への終身サポート支援について(対象者30名)
9月12日	第2回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・テーマ別部会グループワーク
10月～12月	事務局会議・ワーキンググループ会議
12月25日	第3回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・計画(案)について ・重層的支援体制整備事業実施計画について
令和8年 1月～2月	事務局会議
3月16日	第4回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉活動計画最終案について ・重層的支援体制整備事業実施計画について
3月下旬	地域福祉活動計画策定

3. 計画策定の体制（名簿）

鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

テーマ別部会名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	備 考
阿部 淳士	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会 居宅介護支援事業者部会 副部会長	副委員長
五十嵐 廣明	鶴岡市コミュニティ組織協議会 第三学区コミュニティ協議会 会長	
伊藤 しおり	公募委員	
岩崎 幸次郎	おやこ草の会（障害者家族会）代表	
遠藤 貴恵	一般社団法人鶴岡地区医師会 地域医療連携室ほたる 課長	
加藤 真由美	公募委員	
鎌田 博子	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 理事	
小関 久恵	東北公益文科大学地域福祉コース 准教授	委員長
佐藤 公力	鶴岡商工会議所会員 (有)佐藤クリーニング 代表取締役	
菅原 健史	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事	
成田 勇	鶴岡市社会教育委員	
増田 康平	児童養護施設 七窪思恩園園長	
山本 久喜	鶴岡地区障害者通所施設協議会 会長	

・支え合いの地域づくり部会

策定委員	阿部 淳士、加藤 真由美、成田 勇、増田 康平
------	-------------------------

・包括的相談支援部会

策定委員	岩崎 幸次郎、鎌田 博子、小関 久恵、佐藤 公力、山本 久喜
------	--------------------------------

・安心、安全のまちづくり部会

策定委員	五十嵐 廣明、伊藤 しおり、遠藤 貴恵、菅原 健史
------	---------------------------

鶴岡市地域福祉活動計画策定ワーキンググループ名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
堅岡 真由美	藤島福祉センター主査
渡部 美智子	羽黒福祉センター主任
今井 直子	櫛引福祉センター係長
大戸 智博	朝日福祉センター係長
五十嵐 貴明	温海福祉センター係長
半澤 活	鶴岡市ボランティアセンター所長
阿部 律子	地域包括支援センターかたりあい所長
工藤 孝子	地域包括支援センターなえづ所長
畑山 真美	地域包括支援センターくしびき所長
河崎 有紀	鶴岡地域生活自立支援センター所長
渡部 和樹	鶴岡市障害者相談支援センター所長

特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 講師名簿

氏 名	役 職 名	備 考
みやしろ たかし 宮城 孝	理事長	法政大学現代福祉学部福祉コミュニティ学科教授
おおishi たけし 大石 剛史	理事	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科准教授

鶴岡市地域福祉活動計画策定 事務局名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
渡邊 健	事務局次長兼統括福祉センター長
今野 良一	地域福祉課長
佐藤 律子	生活支援課長
奥山 和行	地域福祉課主幹兼おだがいさま企画係主査
佐藤 雅希子	生活支援課主査
笹原 陽子	地域福祉課おだがいさま推進係係長
荒木 裕幸	地域福祉課おだがいさま推進係係長
菅原 麻耶	地域福祉課おだがいさま推進係主事
兼子 萌衣	地域福祉課おだがいさま企画係主事
内山 友梨香	地域福祉課おだがいさま推進係主事

4 .用語説明

用 語	解 説
あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも相談窓口等を訪れることができない個人や家族に対し、家庭などへの訪問支援、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけを行うこと。
インターンシップ	学生が一定期間、企業で就業体験を積む制度のこと。
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上で人と人がつながり、情報を共有・交流するためのサービス。
NPO 法人	Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略、様々な分野（福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
か行	
学区・地区 社会福祉協議会	小学校区や決められた地区の単位で、自治会や町内会の代表、民生委員・児童委員、老人クラブの代表などによって組織されている。それぞれの地域における日常生活上の困りごとや、さまざまな福祉課題について話しあい、地域の各種団体や関係機関と連携しながら、地域住民のつながりづくり、支えあいの活動を展開している。中には、コミュニティ組織と統合し、自治振興会等の社会福祉部として活動している地区もある。
権利擁護	市民の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように支援すること。（成年後見制度、日常生活自立支援事業）
こども家庭センター	妊娠中から子育て期まで切れ目なくサポートする、子どもと子育てに関する鶴岡市の総合支援拠点。主に未就園の子どもとその家族が安心して遊べる自由来館型の遊び場「なかよし広場」を併設し、子育てに関する相談対応、子育て情報の提供、子育て支援事業の実施のほか、ファミリー・サポート・センター事業、発達障害児支援事業、児童虐待対応などを行う。

コミュニティソーシャルワーカー	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践。
さ行	
災害時個別避難計画	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の、個人の身体や生活状況に合わせた避難支援のための計画。
災害時避難行動要支援者	災害時に自力での避難が難しく、第三者の助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などを指す。災害対策基本法で避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。
災害ボランティアセンター	災害時に、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行う機関。
サロン	地域におけるつどいの場。高齢者や子育て世代に限定したもの、全年齢を対象とした集まりなどがある。参加者同士が交流を深めることで、家に閉じこもりがちな一人暮らしの方などが地域で関わりあいを持ち、孤立を防止する効果などが期待される。
終身サポート事業	身寄りが乏しい高齢者などに対し、生前の生活支援・身元保証から入院や施設入所時の保証、死後の事務手続きまでを一括して長期・包括的に担う民間の支援サービス事業。
重層的支援体制整備事業	年齢や分野を問わず複合的な生きづらさを抱える人に対し、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的・包括的に提供するため、市町村が中心となって体制を整える国の制度。地域共生社会の実現を目的に、既存の福祉制度の狭間を埋める役割を担う。
社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的に見て著しく乏しい状態。
社会福祉協議会	社協と省略されることが多い。民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基き、それぞれの都道府県、市区町村に設置されており、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

スクール ソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う専門職。福祉に関する専門的な知識・経験を有する福祉の専門家として、学校や関係機関と連携し、子どもの家庭環境に起因する問題解決に向けて支援を行う。
住まいの安心事業	高齢者や子育て世帯など住宅確保に配慮が必要な人が、安心して住まいを確保・維持できるよう、自治体などが行う家賃・改修費補助やあんしん賃貸住宅登録、居住支援などの総称的な取り組み。
制度の狭間	既存の法律・福祉・雇用などの制度の適用範囲からこぼれ落ち、どの制度の支援も十分に受けられない人や課題が生じている状態を指す言葉。特に社会保障や福祉、子育て支援、障害福祉、雇用などの分野で問題として議論される。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人。
生活支援 コーディネーター	住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加を進めるとともに、住民や地域関係者が主体的に行う介護予防、生活支援の取り組みを支援し、支え合いのある地域づくりを進める者。介護保険制度の生活支援体制整備事業のために配置される。
成年後見制度	認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組み。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるもの。
た行	
体験型福祉学習	協力者（講師）による講話や交流・体験を通して、障がいや高齢に伴う心身の変化や生活を知り、思いやりを育む中で、障がい者や高齢者をはじめとする地域に暮らす人々の日常生活課題に目を向け、考え、その解決に向けて動くためのきっかけづくりをねらいとして実施するもの。車いす体験や手話体験など多様なプログラムがある。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域福祉ワーカー	鶴岡市社会福祉協議会が配置しているコミュニティソーシャルワーカーの名称。地域で困っている人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組みあわせるなど、新しい仕組みづくりのための調整を行う役割を持つ専門職の一つ。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス・福祉などが一体的・包括的に提供されるシステム。
地域包括支援センター	介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的に行う機関。
チームアプローチ	福祉とそれに関連する医療や介護などの分野の専門職が、それぞれの知識や技能を駆使しながら利用者の援助に取り組むこと。
鶴岡市ボランティアセンター	ボランティア活動をしたい・頼みたいという相談への対応、学生ボランティアや企業の地域貢献活動等のサポートなどを行っている。また、各種講座や学校での福祉学習の実施、災害に関しては平時から研修や訓練等を行い、発生時には災害ボランティアの調整や被災者支援活動に取り組む。
鶴岡成年後見センター	成年後見制度中核機関として、市民や相談支援機関の方々からの相談に応じる。後見人等候補者の受任者調整、後見人等選任後の支援、支援困難ケース等への対応の事務局機能を担い、鶴岡市と連携して、地域における課題を整理し、司法、福祉の専門職、関係機関との連携体制を構築し、課題解決に取り組む事業。
鶴岡地域生活自立支援センター くらしステーション	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づき、就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。
な行	
日常生活圏	地域の特性や実情に応じたサービス提供や基盤整備を推進するため、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件を考慮して設定する圏域。鶴岡市では、地域包括支援センターエリア毎の11カ所を設定している。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基き、福祉サービスの利用について援助等を行うもの。主に金銭管理、福祉サービスの調整などを行う。

任意後見	将来、判断能力が不十分になることに備えて、法律行為などの代理・補助をする者を本人が選任し、公正証書をもって契約を結んでおくこと。
ネグレクト	本来世話や養育をすべき立場の人が、子どもや高齢者などに必要な食事・医療・教育・安全確保などの世話をせず放置する「養育放棄・放任」の虐待形態を指す。近年は、自分自身の生活管理を放棄する「セルフ・ネグレクト」も問題とされている。
は行	
ひきこもり問題	ある程度狭い生活空間の中に退避し、社会生活の場や一般的な人間関係が長期にわたって失われている状態のこと。（具体的には、自分の部屋でほとんどの時間を過ごし、学校や会社に行かない状態、あるいはそのような状態に陥っている人のこと。）
8050 問題	ひきこもりの長期化、高齢から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクを持つ世帯。
伴走型支援	相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、本人・世帯の暮らし全体を捉えて本人に伴走し寄り添いながら、継続的に関わること。また本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築くこと。
福祉教育	教育分野と社会福祉分野が重なりあい、子どもたちの福祉の学びの支援や、地域住民に対して生涯学習の視点を持ち、住民主体の地域福祉を進める情報や学習機会などの提供を行う。
フードドライブ	各家庭にある食べきれない食品などを持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動。
フードバンク	パッケージ不良や形状が規格外であるなどの理由で品質には問題ないが売り物にならなかった食品を集め、生活困窮者などに配布する活動。
福祉のこころ	人間尊重の考えを基盤に、一人ひとりが自分も他人も人間として共に生きる大切さを理解する精神。
包括的支援体制	住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。
ホームページ	インターネット上で公開される Web サイトの入り口となる最初のページ、または日本では一般に Web サイト全体を指す言葉。企業や個人の情報発信やサービス提供の場として使われる。

第4次 鶴岡市地域福祉活動計画
おだがいさまのまちづくり計画2025
令和8年 6月

【発行・編集】

〒997-0028 鶴岡市山王町13番36号
社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会
電話：0235-26-7815

〒997-0045 鶴岡市西新斎町14番26号
鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課
電話：0235-26-9222

